

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月25日
【会社名】	加藤産業株式会社
【英訳名】	KATO SANGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤和弥
【本店の所在の場所】	兵庫県西宮市松原町9番20号
【電話番号】	(0798)33 - 7650 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 神月豊
【最寄りの連絡場所】	兵庫県西宮市松原町9番20号
【電話番号】	(0798)33 - 7650 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 神月豊
【縦覧に供する場所】	加藤産業株式会社 東京本部 (東京都大田区大森中1丁目2番28号) 加藤産業株式会社 中部支社 (愛知県一宮市明地字南菜之木25番地2) 加藤産業株式会社 南近畿支社 (大阪市住之江区柴谷2丁目1番49号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年12月19日開催の当社第68回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年12月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円

総額 823,957,090円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年12月22日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,600,000,000円

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,600,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

社外取締役として有用な人材の招聘を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に社外取締役の責任減免の規定を新設するもの。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、加藤和弥、治居義継、小林隆夫、福島和成、破魔重美、木村敏弘、上島浩一、山中謙一、神月豊、太田尚史、宮井真千子の11氏を選任するもの。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、井村公彦氏を選任するもの。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役の鷹尾和彦氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任するもの。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	可決要件	決議結果
第1号議案 剰余金の処分の件	308,083	3,390	51	94.44	(注)1	可決
第2号議案 定款一部変更の件	311,437	36	51	95.46	(注)2	可決
第3号議案 取締役11名選任の件						
加藤 和弥	302,658	8,815	51	92.77	(注)3	可決
治居 義継	309,154	2,260	110	94.77		可決
小林 隆夫	309,154	2,260	110	94.77		可決
福島 和成	309,155	2,259	110	94.77		可決
破魔 重美	309,153	2,261	110	94.76		可決
木村 敏弘	309,154	2,260	110	94.77		可決
上島 浩一	309,156	2,258	110	94.77		可決
山中 謙一	309,155	2,259	110	94.77		可決
神月 豊	309,154	2,260	110	94.77		可決
太田 尚史	309,156	2,258	110	94.77		可決
宮井 真千子	311,229	244	51	95.40		可決
第4号議案 監査役1名選任の件					(注)3	
井村 公彦	250,491	60,980	51	76.78		可決
第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	276,816	32,097	2,609	84.85	(注)1	可決

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
4. 賛成率は、出席株主の議決権の数(326,232個)に対し、賛成の意思表示が確認できた株主の議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

以 上